

環境・貧困・格差に立ち向かう
国際連帯税の実現をめざして
—地球規模課題に対する新しい政策提言—

国際連帯税推進協議会最終報告書
国際連帯税推進協議会

2010年9月15日

巻頭言

報告要旨

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I. 国際連帯税推進協議会の設立経緯とこれまでの議論 | 2 |
| 1. 協議会設立までの4つの契機 | 2 |
| 2. 寺島委員会のこれまでの議論 | 5 |
| II. 国際連帯税の背景と国際社会の動向 | 8 |
| 1. 地球規模の課題の深刻化 | 8 |
| 2. 課題解決のための目標設定 | 8 |
| 3. 国際連帯税構想の提起 | 9 |
| 4. 国際連帯税の推進 | 11 |
| 5. 世界金融危機と金融規制 | 11 |
| 6. グローバル連帯税の提起 | 13 |
| III. 国際連帯税の内容と方法 | 15 |
| 1. 国際連帯税の理念 | 15 |
| 2. 金融課税とグローバル公共財のための資金調達 | 17 |
| 3. 航空券連帯税 | 19 |
| 4. 通貨取引税（トービン税、特定通貨取引税、グローバル通貨取引税） | 21 |
| IV. 国際連帯税の技術的課題 | 25 |
| 1. 特定通貨取引税の技術的課題 | 25 |
| 2. グローバル通貨取引税（グローバル連帯税）の技術的課題 | 27 |
| V. 国際連帯税の用途 | 30 |
| 1. ミレニアム開発目標（MDGs）達成に必要な資金 | 30 |
| 2. MDGs等の分野別資金構想と実施状況 | 31 |
| 3. 気候変動対策—全体資金構想 | 33 |
| 4. 資金の用途を決定する原則 | 34 |
| VI. 国際連帯税のガバナンス | 36 |
| 1. 国際連帯税ガバナンスの基本原則と方向性 | 36 |
| 2. 近年創設された新しい国際機関のガバナンス | 37 |
| 3. 構想されている新しいガバナンス | 40 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 4. 今後の議論に向けて | 42 |
| おわりに（提言） | 43 |
| 参考文献 | 45 |
| 参考資料 | 50 |
| 1. 国際連帯税推進協議会委員一覧 | 50 |
| 2. 航空券連帯税（フランスの経験）、UNITAID の実績 | 51 |

巻頭言 国際連帯税への想い

国際連帯税推進協議会座長
(財)日本総合研究所理事長、多摩大学学長
寺島実郎

現在、世界が直面する課題を突き詰めるならば、一つは「地球環境問題」などの地球規模課題であり、もう一つは「肥大化する金融資本主義（過剰流動性）の制御」であろう。この二つの問題は、実はコインの裏表であり、人類社会が「近代化」とか「経済発展」という名前の下に探究してきたものが行き着いたものともいえる。人間社会の罪深さとでもいおうか、より豊かで快適な生活を求める心理は、もちろん向上心となって「発展と成長」という光の面と、際限ない欲望の拡大という影の面をもたらす。その象徴ともいえる問題が、経済成長とエネルギー消費増大をもたらす地球環境の破壊であり、「強欲な資本主義」とまでいわれるマネーゲームの肥大化であり、それに伴う貧富の格差の拡大である。

人類社会は英知をもって、これらの影の問題に立ち向かわねばならないだろう。そのための政策科学における一つの試みが「国際連帯税」であると、私は考えている。我々は、昨年12月に、京都議定書の約束期間が終わる2013年以降の温室効果ガス削減の国際的枠組みを決めるはずであったコペンハーゲンでのCOP15において、先進国、新興国、途上国の利害対立と紛糾を目の当たりにした。このことは各国の利害を超えた環境規制ルールの創造がいかに容易ではないかを思い知らされたともいえる。

原点に立ち返って考えるならば、国境を超えた課題の解決には、国境を超えた新たな制度設計が求められると言わざるをえない。そのための具体的方法として、国境を超えた為替の取引に広く薄く課税をしてマネーゲームを制御し、その財源をもって国際機関が途上国の貧困問題対策や環境技術の移転を促進するといった政策論が必要ではないかという問題意識が「国際連帯税」（通貨取引税）という構想に向かわせるのである。例えば、多くのヘッジファンドなどが、タックスヘイブンに本社を置き、いかなる国にも納税することなく国境を超えた経済行為を行い、地球経済を過熱させながら、地球が抱える問題に責任を共有しようとしなないという現実が、現代世界の病理を深刻化させているのだと思慮する。

国際連帯税の動きは、世界的には決して限定されたものではなく、フランスやブラジルなど既に60カ国が「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」を形成し、政策論として次第に現実性を高めつつある。日本でも、超党派の議員による国際連帯税の実現に向けた「国際連帯税創設を求める議員連盟」が発足しており、その議員連盟との連携の下に、私が座長を務め、さまざまな専門家によって構成される協議会が活動してきた。

今回、協議会として、現時点での世界の国際連帯税に関する動きを整理し、日本として段階的に導入すべき具体策を研究した「最終報告書」がまとまったので、現時点でのマイルストーンとして公表したい。この報告書が政府関係者を含め、環境問題をはじめ貧困等の地球規模課題への日本の選択を模索する多くの識者によって着実に具体策として深められることを切望するものである。

報 告 要 旨

国際連帯税推進協議会（通称、寺島委員会）は、国際連帯税、とりわけ通貨取引税の内容と方法、税収の使途、ガバナンスを検討し、日本からその実現の道を切り開いていくことを目的として、国際連帯税創設を求める議員連盟（2008年2月設立）との密接な連携のもと、2009年4月に創設された。委員は、この分野に関心をもつ研究者、NGO、国会議員、労働組合、金融業界によって構成され、外務省、財務省、環境省、世界銀行がオブザーバーとして参加した。協議会はこれまでに10回開催され、2009年末に中間報告書を作成し、それをふまえて今回の最終報告書が完成した。

本報告書本文は6つの章で構成され、冒頭に「はじめに」、また末尾に「おわりに」を置き、13項目の具体的な提言を行っている。

「Ⅰ. 国際連帯税推進協議会の設立経緯とこれまでの議論」では、国際連帯税の推進に関係する市民社会（NGO）、国会議員（議員連盟）、政府（首相直轄の懇談会等）の活動を紹介し、それらの融合によって協議会が設立された経緯を明らかにしている。またこれまでの10回にわたる協議会の概要を簡潔にまとめている。

「Ⅱ. 国際連帯税の背景と国際社会の動向」では、グローバリゼーションの進展によって、貧困と格差、環境問題、金融危機等のグローバルかつ深刻な課題が出現し、その解決に向けて革新的な資金調達メカニズムが必要となってきたことを指摘している。そしてその有力な手法として、フランスなどから国際連帯税の構想が提起され、リーディング・グループが組織されたこと、そのなかから航空券連帯税が実施に移され、成果をあげていることを論じている。さらに、2008年9月のいわゆるリーマンショックを契機に、世界的に金融規制、金融課税の機運が高まってきたこと、リーディング・グループのタスクフォースのもとに組織された専門家委員会によって画期的なグローバル通貨取引税が提起されたことを述べている。

「Ⅲ. 国際連帯税の内容と方法」では、まず国際連帯税の理念として、国連ミレニアム宣言が掲げる国際社会の連帯の精神、グローバルな危機を解決するためのグローバル公共財の必要、そのためのグローバル課税の正当性などを論じ、法的根拠に言及する。次に、グローバル公共財のための資金調達の具体的方法について、金融関係と非金融関係に区分して概説を試みる。そのうえで、すでに導入済みの航空券連帯税を取り上げ、その基本スキーム、課税ベース・税率・徴収方法、法律上の諸問題、特徴とメリット、今後の課題にふれる。最後に、通貨取引税を取り上げ、これまでに提案されてきたトービン税、通貨取引開発税（特定通貨取引税）、グローバル通貨取引税の区別に留意しつつ、それぞれの特徴、方法、税収見込み、課題などについて総括的な考察を行う。

「Ⅳ. 国際連帯税の技術的課題」では、特定通貨取引税およびグローバル通貨取引税の実施に際して想定される様々な技術的課題を整理し、1問1答方式で解決方法を説明している。まず特定通貨取引税については、デリバティブ取引課税、CLS（多通貨同時決済）銀行の情報把握、徴税システム構築の経費、税率の負担感、課税回避などの11項目の問題点を列挙し、それぞれについて、解決策の有無と解決方法を述べる。次にグローバル通貨取引税を取り上げ、同様にデリバティブ課税、税率の負担感、課税回避、流動性低下など7項目の難点を提示して、それぞれの解決策を論じている。総じて、特定通貨取引税の難点がグローバル通貨取引税では解決可能であることを示し、グローバル通貨取引税の優位性を論証している。

「V. 国際連帯税の使途」では、グローバルな危機を解決するために必要な資金について、対象分野と必要額の推計を提示し、さらに使途決定の原則を論じる。グローバルな課題の一つは開発と貧困の領域であり、これを貧困削減、国際保健、教育、食料・農業等に区分して必要な資金額が示される。もう一つは気候変動の領域であり、これを適応、緩和、技術移転、森林減少対策に区分して資金額が明らかにされる。そのうえで、多様な分野に資金を投じていくためには、ODAの増額とともに複数の資金調達メカニズムを同時並行的に動かしていくという考え方が打ち出されている。

「VI. 国際連帯税のガバナンス」では、税を徴収、管理し、使途を決定して適切に配分していくガバナンスについて、基本原則、近年創設された新しい国際機関の現状、今後のあるべき姿などについて検討を加えている。その上で、ガバナンスはUNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）のように、関係政府（先進国、途上国のバランスを考慮した構成）、NGO、専門家などマルチステークホルダーから構成される、透明で、民主的で、アカウンタブルな理事会を設置し、その下で世界銀行のトラスト・ファンドのような仕組みを税収の資金管理に使う、「グローバル連帯基金」の創設を提案している。

以上の検討をふまえて、最後に提言13項目を掲げている。1は総括的項目であり、地球規模課題解決のため、国際連帯税、特に通貨取引税の導入を求めている。2～6は通貨取引税の各論であり、CLS銀行を通じた徴収方式（グローバル通貨取引税）、税率0.005%、管理機関グローバル連帯基金の設立、税収のMDGsと気候変動への使用などを提唱する。7～11はその実現に向けた方策の提起であり、国際社会との連携、首相直轄のタスクフォース設置、国際会議への提起、リーディング・グループにおける日本政府のイニシアチブ発揮などを求めている。12では、グローバル通貨取引税に段階的に接近するために、日本一国で直ちに実施可能な航空券連帯税の導入を、付加的に掲げている。そして最後の13では、以上の実現を図るために、当協議会として関係諸方面に広く訴えていく決意を表明している。